



2025年5月16日

各 位

会 社 名 空 港 施 設 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 田 村 滋 朗  
(コード番号 8864 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 栗 野 陽 史  
(Tel 03-3747-0251)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2025年4月11日付「株主提案の受領に関するお知らせ」において開示したとおり、当社株主であるLIM Japan Event Master Fund（以下、「本提案株主」といいます。）より、2025年6月26日開催予定の当社第56回定時株主総会における議題について、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領いたしました。が、提案内容を慎重に検討した結果、本日開催の取締役会において、本株主提案に反対することを決議いたしましたので、本株主提案の内容も含め、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 本株主提案の内容及び理由

##### (1) 議題

- ① 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示）の件
- ② 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）の件

##### (2) 議案の要領及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、本提案株主から提出された本株主提案の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

#### 2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

- (1) 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示）の件

##### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に以下の理由で反対いたします。

## ② 反対の理由

日本航空株式会社と ANA ホールディングス株式会社は、共に当社の議決権所有割合 20.9% (2025 年 3 月末時点) を有する主要株主であり、法令上の「その他の関係会社」に該当いたしますが、当社コーポレート・ガバナンス報告書「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に記載のとおり、当社の経営の意思決定プロセスに関しては、当社の少数株主の保護と当社の経営の独立性が確保されており、日本航空株式会社や ANA ホールディングス株式会社が当社の経営の意思決定プロセスに関与することはありません。

また、当社の取締役候補者の指名プロセスに関しては、取締役会より、当社が定める取締役選任基準を満たす候補者の選任を指名委員会に諮問し、指名委員会での審議及び答申を踏まえて、取締役会にて決定しており、現在、指名委員会に関しては、独立性を確保するため、委員 6 名中 5 名は、独立社外取締役及び独立社外監査役にて構成され、独立社外取締役が委員長を務めております。

なお、日本航空株式会社と ANA ホールディングス株式会社は、互いに資本関係のない独立した会社であり、共に当社の議決権の過半数を所有する支配株主ではなく、当社と親子上場の関係にもありませんが、両社は当社における主要な顧客でもあるため、当社では少数株主保護の観点から親子上場等に関する東京証券取引所の指針等も参考に、懸念される構造的な利益相反リスクへの対策を十分に講じており、そのうえで透明性が高く適切な選任プロセスのもと、航空業界において広域的確な知見や経験を有する経営人材を確保することは、空港を主たる事業領域とする当社の株主共同の利益に資するものであると考えております。

当社の 2024 年度の業績は、現経営体制のもと、順調に推移し、年間配当は過去最高の 21 円を予定しております。また、今般、2025 年 5 月 9 日付開示のとおり、持続的な成長・企業価値向上を目指して、事業戦略における重点施策の再編による更なる収益力向上と、資本政策の強化による資本効率改善及び市場評価向上を図るべく、中長期経営計画の見直しを行ったところです。

また、本株主提案の趣旨である定款に個別具体的な内容を規定した条文を定めることは、会社の根本規則である定款のあり方からして一般的とは言い難く適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

## (2) 定款一部変更（日本航空株式会社及び ANA ホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）の件

### ① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本議案に以下の理由で反対いたします。

### ② 反対の理由

当社は、日本航空株式会社（当社の議決権所有割合 20.9%）と ANA ホールディングス株式会社

(当社の議決権所有割合 20.9%) を法令上の「その他の関係会社」と認識しておりますが、当社の経営の意思決定プロセスに関しては、当社コーポレート・ガバナンス報告書「5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に記載のとおり、当社の少数株主の保護と当社の経営の独立性が確保されており、その他の関係会社を含む主要株主等が当社の経営の意思決定プロセスに関与することはありません。

また、両社グループは当社の主に空港内の事業において重要な取引先であり、事業取引における両社グループとの積極的なコミュニケーションや、両社出身の航空業界において広域的確な知見や経験を有する経営人材を確保することを通じて、当社の事業領域である空港内事業における事業展開に繋がっており、両社との資本関係についても、当社グループの企業価値の向上とともに株主共同の利益に資するものと考えております。

なお、日本航空株式会社と ANA ホールディングス株式会社は、資本関係のない独立した会社であり、共に当社の支配株主ではなく、親子上場の関係にもありません。このように当社と独立した会社である日本航空株式会社と ANA ホールディングス株式会社との間の合意について、当社はこれを知る立場にはなく、開示する立場にもありません。

加えて、本株主提案の趣旨である定款に個別具体的な内容を規定した条文を定めることは、会社の根本規則である定款のあり方からして一般的とは言い難く適切ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会は本議案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※本提案株主から提出された本株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

#### 第1 株主総会の目的である事項（提案する議題）

- 1 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示）の件
- 2 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）の件

#### 第2 議案の要領及び提案の理由

- 1 定款一部変更（日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示）の件

##### (1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	<u>第8章 株主による意思決定プロセスへの関与等の開示</u>  <u>(日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による意思決定プロセスへの関与の有無や内容の開示)</u> <u>第46条 当社は、日本航空株式会社及びANAホールディングス株式会社による当会社の経営の意思決定プロセス(当社における会社提案の取締役選任議案における取締役候補者の選定における意思決定プロセスを含むが、これに限らない。)への関与の有無や内容を当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で開示する。</u>

##### (2) 提案の理由

当社においては、自己株式を除く発行済み株式の約21%づつを保有する筆頭株主2社の日本

航空(JAL)及びANAホールディングス(ANA)から1名ずつ、合計で2人の副社長を受け入れる慣行が続いていたが、当社の株価純資産倍率(PBR)は2013年以来、解散価値である1倍を下回り、直近も約0.5倍に過ぎない。JALとANAの元幹部である、代表取締役副社長執行役員の西尾忠男氏と同三宅英夫氏は、当社株式のバリュエーション改善に必要なキャピタル・アロケーションの専門家ではなく、当社の資本効率の低さは、こうした少数株主の利益を無視した「天下り」慣行を始めとする、企業価値の向上に資することのない人事に起因していると言わざるを得ない。

実際のところ、当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案にJALとANAがそろって反対票を投じた2023年6月開催の第54回定時株主総会前の同5月23日に、当社幹部がANAの上席執行役員と面談した際には、「AFC(当社)においては従来からJAL/ANA出身者からは1名ずつの役員体制であるが、もしも人事案がそのバランスを欠くような体制であれば、ANAHD(ホールディングス)として到底納得できない」「このまま総会議案が確定後、AFCがANAHDに対して総会議案の事前説明(委任状の依頼)をされると思うが、その時点で早期に反対を表明する」としたANA側の回答を当社総務部が記録しており、当社の取締役選任議案の意思決定プロセスに大株主が関与した経緯を当社経営陣が認識していた事実が明らかになっている。

このように、合計で約42%を保有するJALとANAは、当社の取締役選任議案の意思決定プロセスに関与する実質的な「支配株主」だが、当社の主要な取引先でもある。両社は、冷暖房費など、当社がここ数年来求めてきた条件改定に消極的だったとされているが、両社と当社の間には利益相反が存在しており、当社が自らの企業価値向上を追求してこなかった結果が解散価値を示すPBRの長期にわたる1倍割れである。

東京証券取引所が策定したコーポレートガバナンス・コードは、取締役会等の責務に関する基本原則4の考え方において、「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる。」と述べている。

東京証券取引所が2023年12月に公表した「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」の17頁では、その他の関係会社を有する上場会社に対して開示が望まれる項目として、「少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社からの独立性確保に関する考え方・施策等」が挙げられている。上記のとおり、JAL及びANAは当社の取締役選任議案の意思決定プロセスに関与していることが明らかであるから、当社では、少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の措置が講じられているべきであり、その場合には、「意思決定プロセスへのその他の関係会社の関与の有無や内容」の開示が求められている。仮に当社において少数株主保護の観点から独立性確保のための特段の措置が講じられていないのであれば、それ自体が重大なコーポレート・ガバナンスにおける問題点である。

当社が2024年1月に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」によると、当社の流通株式比率は、当社が上場するプライム市場の上場維持基準である35%とほぼ等しい36%に過ぎない。同比率を時価総額に適用すると、当社の直近の流通株式時価総

額は上場維持基準 100 億円を若干上回るだけである。同社の上場維持を確実なものとするために、「天下り」を送り続けている筆頭株主 2 社による、経営の意思決定プロセスへの関与の有無や内容を開示することは少数株主保護に資するうえに、投資判断上重要となる。

2 定款一部変更（日本航空株式会社及び ANA ホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）の件

(1) 議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第 9 章 株主による意思決定プロセスへの関与等の開示</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（日本航空株式会社及び ANA ホールディングス株式会社による当会社の経営に関わる事項についての合意の開示）</u></p> <p><u>第 47 条 当社は、日本航空株式会社及び ANA ホールディングス株式会社が当会社の経営に関わる事項（当社における取締役選任議案に対する議決権行使の内容を含むが、これに限らない。）について合意を行ったことを把握したときは、当該合意が成立した時期及び当該合意の内容を当社が東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書で開示する。</u></p>

(2) 提案の理由

第 54 回定時株主総会開催日の 2 日前である 2023 年 6 月 27 日、当社総務部職員は ANA 担当者と通話し、「JAL が翌 28 日午後に電子投票し、その後に、ANA も電子投票する」という趣旨の ANA 担当者の発言を当社幹部に報告した。このため、当時の代表取締役社長執行役員を再任する取締役選任議案に JAL と ANA が反対票を投じるだけでなく、両社の電子投票のタイミングまで当社は事前に察知していた。上記の通話により、当社総務部職員は両社が議決権行使について合意があったか否かを知る立場にあったと推定される。

JAL と ANA が当社の経営に関わる事項について何らかの合意を行っているのであれば、その

合意が議決権行使についての合意であれば当然のこと、その他の合意であっても、当社の経営に重大な影響を与えるのであるから、当社が当該合意を把握したのであれば、少数株主保護の観点から、当該合意が成立した時期及び当該合意の内容は当然に開示すべき事項である。

東京証券取引所が2023年12月に公表した「少数株主保護及びグループ経営に関する情報開示の充実」の17頁では、その他の関係会社を有する上場会社に対して開示が望まれる項目として、「少数株主保護の観点から必要なその他の関係会社からの独立性確保に関する考え方・施策等」が挙げられている。JALとANAは当社株式を合計で約42%保有しているのであるから、JALとANAの間における当社の経営に関わる事項についての合意は、まさに当社の独立性確保に関わる重要事項である。

なお、JALとANAが共同して当社の株主としての議決権を行使することを合意していた場合には、両社は共同保有者として大量保有報告書を提出する義務を負うこととなるが（金融商品取引法27条の23第5項）、両社が金融商品取引法を遵守することを確実なものとするために、当社に対して自らの責務で必要な開示を求めるのが提案の趣旨である。

以上